昭和44年2月15日　オ170号　（毎月15日発行）

町報　あさう

発行所　麻生町1561—9　電話(代)420番　麻生町役場
発行人　小沼幸蔵
印刷所　麻生印刷所

歌会初のお題は「花」

昭和45年歌会始のお題は「花」と定められました。

詠進歌の詠進要領

1、詠進歌は1人1首とし、未発表の歌であること。

2、紙は半紙を用い、毛筆で自書のこと。

町の数字（44,1,31現在）

男	女	計	世帯数
8,804人	9,315人	18,119人	3,778戸

麻生町の工業（44年工業調査より）

事業所		従事者	
個人	100	男	452
法人	6	女	408
計	106	計	860

教育の殿堂麻生中が完成

1月31日に竣工式

町立麻生中学校の建設工事は昭和四〇年以来みなさんのご協力によりこのほど立派な校舎と体育館が完成し、一月三一日午前一〇時から体育館で橋本代議士をはじめ地元県議などの来賓、工事関係者、地元有志、町議会議員、町、学校当局、生徒全員が参列のもとに竣工式が行なわれました。

式は開会のことばにはじまり、校旗の入場、国歌斉唱のあと、町長の式辞、工事の経過報告があり、敷地提供者、工事関係者、建設功労者、特別寄付者などに感謝状がおくられ、来賓の祝辞、学校長などのあいさつのあと、生徒を代表して大川生徒会長から「こんな立派な校舎で学ぶことに感謝し、一生懸命勉学に励むことを誓います」と感謝のことばを述べられ閉会しました。

また、式終了後は、日本大学体操部オリンピック選手遠藤幸雄選手一行による模範体操の演技が公開されました。

麻生中学校の概要は次のとおりです。

一、建設地
大字島並一二八五番地

二、敷地面積
四八、〇〇〇平方メートル

三、建物面積
本館教室　三、一一六平方メートル
特別教室　七六四平方メートル
技術室　二五二平方メートル
体育館　一、〇七二平方メートル

四、総建設費
一七、四四七万円

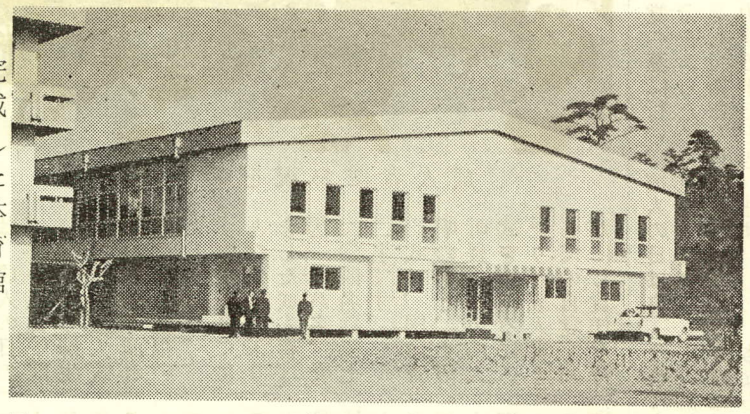

完成した体育館

2月のメモ

1日　行政相談日
4日　地籍調査測量開始
7日　民生委員協議会
11日　建国記念日
12日　農業基本調査取まとめ
　　青年学級
13日　営農指導会議
14日　移動図書館
18日　町県民税申告相談開始
20日　農業委員会
　　選挙管理委員会
　　子供会育成会議
21日　青年学級
24日　病害虫対策協議会
28日　青年学級
　　国保税5期収納

議会だより

職員の給与などを改正

第一回麻生町臨時議会は、一月二八日午前一〇時から開かれ原案どおり可決されました。

○町道路線変更について
行方第四一二号線が大字於下一〇四二番地先から大字橋門五七二番地までで、今宿橋を含んだ延長三〇〇メートル幅員四メートルです。

○昭和四三年度一般会計補正予算
歳入歳出それぞれ一、九八万円を追加して、総額三七、八八三万円となりました。
おもな歳出は、職員のベースアップによる給与、農業振興費の土じょう病害虫防除薬剤購入費、道路維持費の小型ダンプ購入費などで、農業構造改善事業費の負担金補助金及び交付金は減額されました

○昭和四三年度麻生町と畜場特別会計補正予算
歳入歳出それぞれ五万円を増額し、総額二七八万円となりました。

○麻生町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
これは人事院勧告による職員の給与の改正によるものです。

○教育長の給与勤務時間およびその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

○昭和四三年度国民宿舎白帆荘特別会計補正予算

○麻生町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○麻生町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○麻生町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

選挙人名簿の登録

3月1日までに申出を

◉三月一日までに満二十才に達する方
（昭和24年3月2日までに生れた方）

◉十二月一日までに麻生町に住所を移され、引続き住んでいる方で、まだ届出をしていない方

◉資格があるのに名簿からぬけている方
右のような方は
三月一日までに登録の申し出をして下さい。
申し出によつて資格を調査し三月八日から三月十四日まで麻生町役場で縦覧に供し、三月二十日に名簿に登録します
申し出は役場の窓口に印鑑を持つておいで下さればすぐ出来ます。なお各地区の区長さんの処にも申し出の用紙がありますからご利用下さい。

粗毛に町営住宅が完成

簡保資金を利用

麻生町では、住宅難を少しでも解消しようと、大字粗毛地内に町営住宅一〇戸を建設しておりましたが、このほど完成し、二月一日から入居いたしました。

この住宅は、第二種公営住宅で簡易耐火構造平家建三四平方メートルで、財源は国庫補助金四八五万円、一般財源三三九万円、起債一八〇万円で、起債の一八〇万円は簡易保険資金の融資によるものです。

税務署だより

所得税の確定申告と納税

本年も確定申告と納税をしていただく時期がまいりました。所得税は四三年一月一日より一二月三一日までの一年間に得た所得と、その税金を自から計算して納付する申告納税制度をとつております。

所得金額は一年間の収入金額から収入を得るために必要な経費を差し引いたものです。

この計算した所得金額にもとづき二月一六日から三月一五日までに確定申告を住所地の所轄税務署に提出することになつております。

確定申告をしなければならない人は、四三年中の各種の所得金額の合計から雑損控除医療費控除、社会保険料控除小規模共済掛金控除、生命保険料控除、損害保険料控除、寄付金控除、勤労学生控除、配偶者控除、扶養控除および基礎控除の額の合計額を控除したところで計算した税額が配当控除の額より多い人は申告することになります。

また、本年も前年同様に税務署で納税相談会場を設置して確定申告と納税の日時を相談のために予定しておりますから、なるべくその日時においでくださるようお願いいたします。

戸籍の窓口

おめでた

関　幸市　松沢　直美
阿井美代子　茂木　浩一
大盛　邦人　大綱　晴美
深沢　祐江　荒井　則江
松下　宣子　小瀬　秀倫
箕輪　晴美　内山　進一
石崎きみ江　高野　浩司
高野由紀子　磯山三千子
荒張　幸子　新治　保
稲葉　進五　石橋　徳男
大曾根好江　羽生　賢二
奥村　幸子　谷田喜代志
額賀　英樹　高木　里子
杉本　幸子　渡辺　操
箕輪　庄治　羽生喜代江
荒野　恵子　藤崎　明美
箕輪　勝幸

おくやみ

関　幸市　出沼　勘助
小林　謙三　山口　とく
小林　義家　森川　とき
瀬尾　貞　関野　ひさ
磯山　すか　宮本　貢
鈴木　耕　大曾根好江
山口　きん　箕輪　元衛
谷田喜代志　畑木　藤治
箕輪市之助　宮内みつ子
小沢助太郎　荒張　あき

麻生町財政事情書の公表

本年第2回の財政事情書12月31日までについて公表いたします。

1，予算執行状況

一般会計　（単位千円）

歳入 款	金額	歳出 款	金額
町税	70,339	議会費	8,318
自動車取得税交付金	1,541	総務費	42,859
地方交付税	158,957	民生費	22,448
交通安全対策特別交付金	222	衛生費	6,782
分担金及び負担金	868	労働費	0
使用料及び手数料	4,231	農林水産業費	23,802
国庫支出金	16,071	商工費	7,297
県支出金	5,415	土木費	43,8[illegible]
財産収入	5,643	消防費	8,475
寄付金	9,733	教育費	54,666
繰入金	0	災害復旧費	10
繰越金	19,657	公債費	8,880
諸収入	20,203	諸支出金	2,791
町債	2,400	予備費	0
歳入合計	315,280	歳出合計	230,206

国保会計
歳入　82,634　歳出　84,115

と畜場会計
歳入　2,577　歳出　1,338

白帆荘会計
収入　38,272　支出　33,260

2，町税負担の状況

昭和43年4月1日より12月31日までの町民の税の負担は次のとおりです　（円単位）

税目	調定済額	1世帯当りの負担額	1人当りの負担額	備考
町民税	14,749,257	3,908	814	
固定資産税	34,379,170	9,109	1,899	
軽自動車税	4,529,740	1,200	250	
国保税	27,478,800	8,671	1,765	加入世帯3,169 加入者数15,566

3，町有財産の状況

土地及び建物　（単位平方メートル）

区分	土地	建物
庁舎	5,460	1,966
学校	132,148	20,692
公営住宅	9,650	1,180
その他の施設	5,277	2,528
山林	92,019	—
原野	3,990	—
その他の土地	16,881	—
診療所	2,161	909
と畜場	—	199
白帆荘	1,630	1,689

自覚と決意を新たに

三七二人が成人

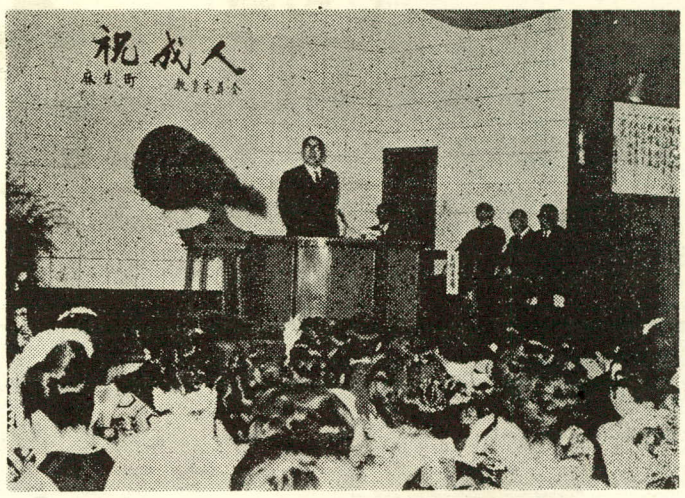

成人者にお祝をのべる町長

麻生町と麻生町教育委員会では、成人の日の一月一五日午前一〇時から麻生公民館で成人式を行ない、晴れの門出を祝福いたしました。

町で晴れておとなの仲間入りをした成人者は男一六八名、女二〇四名計三七二名です。

式は、国歌斉唱のあと、小沼町長より「成人式を迎えるにあたり、成人者としての自覚を新たにし責任を持つて行動して下さい」とはげましの式辞を述べました。つづいて成人証書の授与、関議長鈴木婦人会長、金田青年団長などからお祝のことばがあり、そのあと感想文の発表が行方の額賀麗子さん、麻生の根本義郎さん、麻生の小沼栄子さんらによつて発表されました。最後に成人者代表寺崎敏男さんより「成人者として自覚と決意を新たにして立派に責任と義務をはたします」と力強く謝辞を述べ意義深い成人式を終りました。式終了後は各地区ごとに記念撮影をして解散になりました。

はたちに思う

行方　農業　額賀麗子

「成人式終わつたの？　あ来年か父ちゃん大変だなあ」成人式だけど皆どうするの？　出席するの？　皆んな着物だろうな―近所の人達や友達との会話だ!!　大変だなあ!!　この意味は成人になり責任ある大人えの仲間入りだから大変だよ。頑張れよ、しつかりしろよと言う意味じやない。成人式に着物を作りそのお金が大変だと言う意味だ。大人えの仲間入り一人前として見てもらえる。その日を国や町が祝つてくれる。ありがたくうれしく思う反面、そんな苦痛な言葉が出て来る。物足りなく悲しいけれど毎年の成人者えの言葉の様だ。成人者に向けられる大変だなあは激励の大変だなあにしてもらいたいと同時に私達成人者も考えなくては、成人式は一人一人の自覚の基に行い、成人の日は自分をあらためて見つめ反省しそして新たな自分を造り、努力する事だと思います。

私は熱中しやすくさめやすい多血質だからあまり大きな夢、希望を持たない様にしようと思つてます。でないと途中で夢がなくなり、生きる希望も失なつてしまう時もあるから、人間には走り出してかそれで良いと思つていたのです。直すぐな道を行つても自分のためにならなければ何にもならない。回り道をしても自分のためになればそれでよい。人の一生は、山河を乗り越えて行く様なものです。たよる人よりたよれる人になれ。この言葉は今まで私を導いて下さつた先生方の言葉です。私はこの言葉が好きですだからこの言葉をかみしめ一歩一歩考えながら進みたいと思う。

まだ人生の何分の一つしか生きていないのだ。やる事は沢山ある。お互に頑張ろう。そう言える人間になりたい。また、これは成人の日を迎える私自身への言い聞かせでもあるのです。

ら考える人、走りながら考える、考えてから走り出す人、この三つの型があると言う。私は今まで走りだしてから考える方であつた、だから後悔も多かつた。若いからと言うばかりでなく、未成年だから人は世間は大目に見てくれると言う浅はかな考えもあり、それで通して来たと言うより

交通事故と国保

一、交通事故等第三者の行為によつて、ケガをした場合、その世帯主は町へ(町民課)「傷害届」を出すことになつております。ケガのため入院あるいは通院した時「保険証」を使つた時は勿論、使わない時でも届出をすることになつています。

二、交通事故等第三者の行為によつて受傷した場合、被害者は加害者に対して損害賠償請求権を持ちますが、国保の給付があつた場合、町で負担した七割については被害者に代つて町がその権利を取得いたします。

三、被害者が、すでに加害者より損害賠償金を受領した場合、町はその限度内で保険給付をしないことになります。こうした場合、国保でかかつた医療費の七割分は町で被害者から徴収いたします。

四、交通事故等で入院(通院)の場合は「保険証」が使えないものと誤解している方もありますが、普通の病気、ケガと同じに使えるのですから、病院の窓口へ提示して下さい。勿論加害者が医療費の金額を負担している時は不必要です「保険証」を使用した場合は後日前記二、三の通り町で負担した七割分を加害者又は被害者に請求することになります

五、交通事故で示談する時、又は自賠法により保険会社へ請求する時は、その事前に必ず町民課へご連絡下さい。自由な示談をしたり、処理してしまうと、後日不利益な処分を受けることがありますからご注意下さい。

六、国保で給付できない場合は次のとおりです。

1、故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり負傷した時(他の法令、条例による罰則違反行為を含む)

2、闘争、泥酔、著しい不行跡によつて病気、負傷した時又は無免許、酒飲運転等で事故を起し負傷した時等です。この場合は絶対保険給付ができません。

右の状態で保険証を使用して給付を受けた時は、町で負担した七割分を後日徴収します。

3、偽り、その他の不正行為によつて保険給付を受けた場合はその全額(七割分)又は一部を徴収します。

以上は相扶共済の精神で成り立つている国民健康保険の趣旨をそこなうものだからであります。不明の点は町民課へ

バックネットを寄贈

石神の新堀彰さん

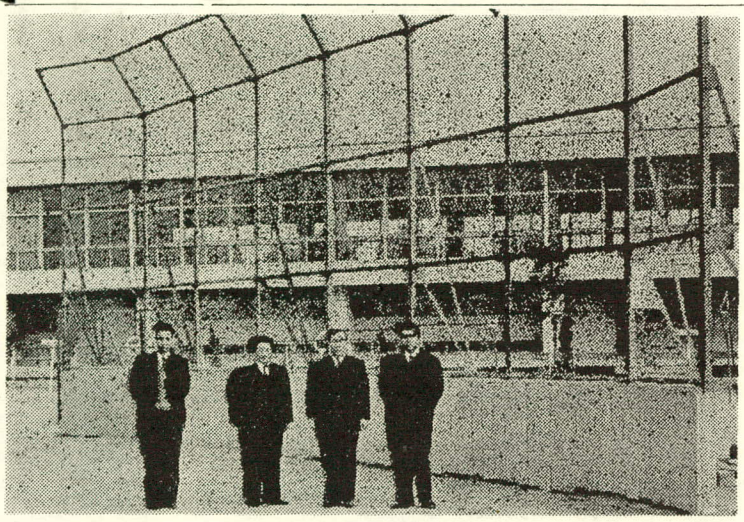

麻生第一中学校のグランドに待望の立派なバックネットが完成しました。これは大字石神の新堀彰さんが、昨年十二月総工費三〇万円をかけて寄贈されました。

新堀さんは昭和四二年一一月、五男の正美君を交通事故でなくされました。

今は亡き最後の正美君が青春のエネルギーをぶつけて白球を追つたグランドのバックネットがあまりにも貧弱であるのに気づかれ、正美君の一周忌を記念して、バックネットの寄贈を申し出られたものです。こうして今は、横一四メートル、高さ九メートルの堂々たるバックネットは、正美君の遺志を受けつぐ後輩たちの元気なプレーぶりを見おろしながら冬の陽をあびております。

なお、町とPTAでは、感謝状と記念品を贈つて新堀さんの厚意に感謝の意を表しました。

また、最近成人式に出席する女性の服装が年々華かになり、町でも簡素にするよう呼びかけてまいりましたが、その呼びかけも空回りの状態でしたので、主催者側としては来年の成人式に対して十分検討しなければならないと考えております。

春の全国火災運動

春の全国火災予防運動が、二月二九日から三月一三日までの二週間、全国いつせいに実施されます。

この運動は春季は気象条件が悪く火災が多く発生しやすく、また大火になりやすいので、国民の火災予防についての注意を一段とたかめるとともに、日常生活における適切な防火上の管理について指導し、火災の発生防止と損傷事故をなくすことを目的としています。

お知らせ

義手、義足、補聴器の相談

次の日程で、義手、義足、補聴器の交付修理相談を行ないます。

期日	時間	場所	内容
三月五日	前十時～十三時	宿本城会館	義手義足関係
三月七日	前十時～十四時	宿本城会館	補聴器関係

取得資金が改正されました

農地等取得資金は自立経営農家育成のため、低利子で貸付けられるもので、農家の特権ともいわれています。この取得資金が、こんど改正され最高限度が百万円から二百万円に引き上げられました。

今までに貸付けられた農家でも、未償還の差額を借受けることが出来ます。また、利子はいままでと変りなく三分五厘です。くわしいことは農業委員会まで問合せ下さい。

精薄者の指導研修

精神薄弱者の福祉を高めるために、在宅指導、特殊教育福祉施設、年金、手当等について、どんな点に問題があるか、又これらの対策にどうとりくんでいくかについて関係者がお互に話し合いを通じて理解を深め、今後の活動を強めていくため、県及び精神薄弱者親の会の主催により、左記のとおり研修会が開催されますので、関係者父兄の多数参加を希望します。

とき　二月二八日前一一時
ところ　鹿島更生園援護寮
(鹿島町平井　バス鹿島病院行　病院前下車)

◉参加者
(1) 精神薄弱者をもつ父兄
(2) 町村及び学校教育関係者

◉研修内容
(1) 精薄者の生活及び職業指導について
(2) 講師指導
(3) 映画

◎くらしのメモ

○二月はねずみ退治の好期です。二月という月は、比較的に、食物の少ない月です。わたくしたち家庭の台所から出る食べのこしの野菜なども、比較的に少ないし、退治しやすい時期なのです。この機会に近所と共同戦線をはつて、ねずみを退治いたしましよう

○新しく幼稚園や小学校にはいるお子さんたちの洋服類はいまのうちから準備しておきましよう。二月という月は、衣類が比較的に安く手にはいりますから、育ちざかりの小さいお子さんの衣類は、どちらかといまえば、安い生地でいたんだら順次新しいものを買つておく方がお得のようです。

○月末から、春の火災予防運動が始まります。まず、自分の家からは絶対に火を出さぬことに徹することです。

【善】【意】

善意銀行へ次のかたが予託されました。

○籠田　斉藤勉さん一円玉で不幸な方へ一、〇〇〇円

○四鹿　老人クラブ(会長宮崎徳雄さん)大和二小へ竹ほうき四〇本　雑巾一八三枚

○新宮老人クラブ(会長高崎昌平さん)麻生一中へ雑巾四三〇枚を寄付されました。

たばこはぜひ町内で!!

みなさんが、町内のたばこ店でたばこをお買いになりますと、町へたばこ消費税が還元されてまいります。二〇本入一個について一一円六〇銭の割合で還元されます。それは、町の財源として学校の建設、道路の改補修や福祉行政などにも大きな役割をしております。たばこは、ぜひ町内のたばこ店でお買いください